

【交通系ICカード対応】貸ロッカー使用約款

(貸ロッカー使用上のご注意)

貸ロッカーは、使用者が携帯品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款の定めによるものとします。ご使用に際して、貸ロッカーの状態をご確認のうえご使用ください。なお、この約款は変更される場合がございます。

1. 収容できないもの

- ①貴重品(現金・有価証券・カード・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品)
および使用者にとって重要な物品・書類・資料・パソコン等。
- ②死体・死骸及び遺骨。その他盗品等不法収容品ならびに銃砲・刀剣類・麻薬・覚せい剤等
犯罪の用に供せられるおそれのあるもの。
- ③毒性・揮発性または爆発物等の危険物。
- ④臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又は貸ロッカーを汚損、
毀損するおそれのあるもの
- ⑤重量過大物、動物、その他保管に適さないと認められるもの。

2. 収容できないものを入れた場合の処置

使用期間中及び使用期間経過後の保管中において、その収容品が前項(収容できないもの)
に該当した場合またはその疑いがある時は、当方においてその実情に応じ、開披、保管、廃
棄のほか適当な処置をすることがあります。廃棄等の処置に費用が掛かった場合には、
別途、実費を請求いたします。

3. 使用時の立ち会い

当方において必要と認めるときは、収容品の出し入れに立ち会うことがあります。

4. 使用期間

- (1) 取扱時間 初電 から 終電 までとなります。
- (2) 使用期間 使用開始日も含め3日以内です。但し、期間の計算方法は毎日午前2時をもっ
て1日とし、使用開始日及び使用終了日は時間の長短にかかわらず1日として計算します。
お金を追加しても4日目には荷物を引き上げ、別途保管いたします。

5. 使用料金

貸ロッカーの使用料金は、1日1回につき表示された料金です。
その後は貸ロッカー使用開始日を越え翌日以降も延長して使用された場合には、1日につき
表示された料金を追加料金としていただきます。その際には時間の長短にかかわらず、1日
として計算します。

6. 決済手段

このロッカーは現金または交通系ICカード(Suica、PASMO等)で、決済できます。

7. 使用期間が経過しても収容品をお引取りにならない場合の処置

- (1) 使用期間が経過しても収容品をお引取りにならないときは、当方にて解錠し、収容品の内
容を確認の上、当方所定の場所に移し、使用開始日も含めて30日間別途保管します。
この場合、別途保管中の料金は第5項の追加保管料金をいただきます。但し、収容品が
第1条の収容できないものに該当する場合及びその疑いがある場合には、当方において
その実情に応じて、廃棄その他適切な処置を取ることがあります。
- (2) 別途保管期間を経過しても収容品をお引取りにならないときは、その収容品の所有権を
放棄されたものとして、当方において廃棄その他適当と認める処理をします。当該処理に
費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

8. 当方において貸しロッカーを開く場合

- (1) 収容品が第1項の収容できないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、貸し
ロッカーの使用期間中であっても当方において当該貸しロッカーを開き、その実情に応じ
て第2項の処置をすることがあります。
- (2) 使用者の方の責により貸しロッカーに認証させた交通系ICカードと、解錠用暗証番号レ
シート(以下「レシート」といいます)の紛失や置き忘れ等により、ロッカーの解錠が必要と
なった場合は、当方の定めによる所定のロッカー解錠代行手数料を請求させていただきます。

9. 免責事項と賠償責任

- (1) 次の各号に該当する時は、当方はその賠償責任を負わないものとします。
 - ①第1項(収容できないもの)に掲げる収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
 - ②交通系ICカード又はレシートが、紛失、複製、盗用等されることにより使用者が損害を
受けたとき。
 - ③使用者の誤解錠等、貸しロッカーの誤使用により使用者が損害を受けたとき。
 - ④天災、事変その他不可抗力により、収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
 - ⑤関係官公署等から収容品の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められたとき。
 - ⑥本ロッカーに対する第三者による破壊行為等の結果、収容品が滅失、毀損、窃取等の
損害を受けたとき。
 - ⑦その他当方の責めに帰さない事由により使用者が損害を受けたとき。
- (2) 使用者は、本ロッカーの使用に関し当方又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責
任を負うものとします。
- (3) 収容品の滅失、毀損、変質、窃取等の損害について当方に責任がある場合、当方がお
支払する損害賠償金は、3万円を限度とします。
- (4) 前(1)、(2)及び(3)の規定は、第7項、第8項により保管中収容品にも適用します。

10. 交通系ICカード、レシートの取り扱い

- (1) 交通系ICカードを紛失して解錠できない場合、又はシートを紛失したときは直ちに当方に
届け出、所定の書類を提出して下さい。
- (2) 紛失された交通系ICカードやレシートにて第三者により不正解錠が行われた場合、当方
はその責任を負わないものとします。
レシートは使用者が責任をもって大切に保管して下さい。
- (3) 別途保管時に収容品を受け取るときは、交通系ICカード又はレシートと身分証明書又は
これに代わるものを提示していただきます。なお、追加・保管料金は現金での支払いとな
ります。
- (4) 交通系ICカード又はレシートの紛失で使用者がロッカーを開けられず、当方にてロッカー
を開ける場合、使用者の本人確認のため所定の書類の提出や身分証明書等の提示をし
ていただき、連絡先等のご記入もしていただきます。その際に証明書等の写しを取らせ
ていただく場合がございます。前(3)の別途保管中での収容品の引き渡しの場合にも同様
の使用者本人確認の措置を取らせていただきます。

株式会社 東京ステーション・サービス

営業時間 8時～21時

(年中無休、21時以降は翌日の対応となります)

【鍵式】貸ロッカー使用約款

(貸ロッカー使用上のご注意)

貸ロッカーは、使用者が携帯品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款の定めによるものとします。ご使用に際して、貸ロッカーの状態をご確認のうえご使用ください。なお、この約款は変更される場合がございます。

1. 収容できないもの

- ①貴重品(現金・有価証券・カード・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品)
および使用者にとって重要な物品・書類・資料・パソコン等。
- ②死体・死骸及び遺骨。その他盗品等不法収容品ならびに銃砲・刀剣類・麻薬・覚せい剤等
犯罪の用に供せられるおそれのあるもの。
- ③毒性・揮発性または爆発物等の危険物。
- ④臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又は貸ロッカーを汚損、
毀損するおそれのあるもの
- ⑤重量過大物、動物、その他保管に適さないと認められるもの。

2. 収容できないものを入れた場合の処置

使用期間中及び使用期間経過後の保管中において、その収容品が前項(収容できないもの)に該当した場合またはその疑いがある時は、当方においてその実情に応じ、開披、保管、廃棄そのほか適当な処置をすることがあります。廃棄等の処置に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

3. 使用時の立ち会い

当方において必要と認めるときは、収容品の出し入れに立ち会うことがあります。

4. 使用期間

- (1) 取扱時間 初電 から 終電 までとなります。
- (2) 使用期間 使用開始日も含め3日以内です。但し、期間の計算方法は毎日午前2時をもって1日とし、使用開始日及び使用終了日は時間の長短にかかわらず1日として計算します。お金を追加しても4日目には荷物を引き上げ、別途保管いたします。

5. 使用料金

貸ロッカーの使用料金は、1日1回につき表示された料金です。その後は貸ロッカー使用開始日を越え翌日以降も延長して使用された場合には、1日につき表示された料金を追加料金としていただきます。その際には時間の長短にかかわらず、1日として計算します。

6. 決済手段

このロッカーは現金(100円硬貨)のみの取り扱いとなります。

7. 使用期間が経過しても収容品をお引取りにならない場合の処置

- (1) 使用期間が経過しても収容品をお引取りにならないときは、当方にて解錠し、収容品の内容を確認の上、当方所定の場所に移し、使用開始日も含めて30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は第5項の追加保管料金をいただきます。但し、収容品が第1条の収容できないものに該当する場合及びその疑いがある場合には、当方においてその実情に応じて、廃棄その他適切な処置を取ることがあります。
- (2) 別途保管期間を経過しても収容品をお引取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄されたものとして、当方において廃棄その他適当と認める処理をします。当該処理に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

8. 当方において貸しロッカーを開く場合

- (1) 収容品が第1項の収容できないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、貸しロッカーの使用期間中であっても当方において当該貸しロッカーを開き、その実情に応じて第2項の処置をすることがあります。

9. 免責事項と賠償責任

- (1) 次の各号に該当する時は、当方はその賠償責任を負わないものとします。
 - ①第1項(収容できないもの)に掲げる収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
 - ②鍵が紛失、複製、盗用により使用者が損害を受けたとき。
 - ③使用者の誤施錠等、貸しロッカーの誤使用により使用者が損害を受けたとき。
 - ④天災、事変その他不可抗力により、収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
 - ⑤関係官公署等から収容品の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められたとき。
 - ⑥本ロッカーに対する第三者による破壊行為等の結果、収容品が滅失、毀損、窃取等の損害を受けたとき。
 - ⑦その他当方の責めに帰さない事由により使用者が損害を受けたとき。
- (2) 使用者は、本ロッカーの使用に関し当方又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとします。
- (3) 収容品の滅失、毀損、変質、窃取等の損害について当方に責任がある場合、当方がお支払する損害賠償金は、3万円を限度とします。
- (4) 前(1)、(2)及び(3)の規定は、第7項、第8項により保管中収容品にも適用します。

10. 鍵の保管および紛失

- (1) 貸ロッカーの鍵は、施錠後、使用者が責任をもって大切に保管してください。
- (2) 鍵を紛失した場合には、直ちに当社の下記の連絡先に届け出てください。
当方にてロッカーを開ける場合、使用者の本人確認のため所定の書類の提出や身分証明書等の提示をしていただき、連絡先等のご記入もしていただきます。その際に証明書等の写しを取らせていただく場合がございます。
別途保管中での収容品の引き落としの場合にも同様の使用者本人確認の措置を取らせていただきます。
なお、この場合、施錠装置の交換代金として1,500円(実費)及び当方の定めによる所定のロッカー解錠代行手数料をいただきます。

株式会社 東京ステーション・サービス

営業時間 8時～21時

(年中無休、21時以降は翌日の対応となります)